第六条第三項	前条第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
第六条第四項	前項	前項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	前条第五項	前条第五項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第七条第一項	第五条第一項	第五条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	前条第三項	前条第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第七条第二項	前項	前項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	前条第三項	前条第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第八条第一項	第六条第三項	第六条第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	前条第二項	前条第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同条第一項	前条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第八条第二項	前項	前項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第五条第一項及び第三項	第五条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第九条第二項	前項	前項（次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第九条の三	第五条第三項	第五条第三項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第五条第一項	第五条第一項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

第十二条第二項	第六条第一項ただし書及び第二項	第六条第一項ただし書及び第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同項	第六条第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	前条第一項及び第三項	前条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十二条第四項	前二項	前二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項	第六条第一項ただし書及び第二項	第六条第一項ただし書及び第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	前条第一項及び第三項	前条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十四条第一項	第五条第三項	第五条第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五十六条の二	第十二条第二項、第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項	第十二条第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十六条の三第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第十六条の六第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五十七条	第五条第二項	第五条第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第十二条第二項、第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項	第十二条第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十六条の三第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第十六条の六第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第三項、第七条第二項	第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第七条第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第八条第二項	第八条第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）